# 尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里

# 居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 尼崎医療生活協同組合が開設する介護老人保健施設ひだまりの里(以下「事業所」という。)がおこなう指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事業を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
  - (1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう配慮すること。
  - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
  - (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
    - 2.事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介 護保険施設との連携に努めるものとする。

#### (事業所等の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
  - (1) 名称 尼崎医療生協 介護老人保健施設 ひだまりの里
  - (2) 所在地 尼崎市南武庫之荘 11 丁目 1 2 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する指定居宅介護支援事業に係る従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
  - (1) 管理者 1 名 (介護支援専門員と兼務) 管理者は事業に従事する従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
  - (2) 従業者の職種及び員数

介護支援専門員 13 名

(常勤兼務 1名 管理者と兼務 、常勤専従 9名 、非常勤専従 3名 )

職員は指定居宅介護支援の提供に当たる

(3) 効果的、効率的に事業の運営を図るために、そのほかの従業員を配置することがあるその他の職員は、事業の円滑な運営を補助する

# (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、尼崎医療生活協同組合規定に準ずるものとし、次のとおりとする。
  - (1) 営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
  - (2) 営業時間は、平日は9時から17時までとし、土曜日は9時から13時までとする。

(指定居宅介護支援の内容及び料金その他の費用の額)

- 第6条 居宅介護支援の内容は、次の通りとする。
  - (1) 居宅サービス計画の作成
  - (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
  - (3) 介護保険施設への紹介

- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

## (従業者の職務内容)

- 第7条 居宅介護支援事業の提供方法は、次のとおりとする。
  - (1) 利用者の相談を受ける場所は、当事業所相談室若しくは利用者の居宅等とする。
  - (2) 使用する課題分析表の種類は、全社協版 居宅サービス計画ガイドラインによって行う。
  - (3) サービス担当者会議は当事業所にて開催するが、合理的な開催場所での開催を妨げるものではない。
  - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は1ヶ月に1回を基本に行い、必要に応じて実施する。

#### (利用料等)

- 第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、「厚生大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、 当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないも のとする。
  - 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を利用した場合の交通費は、公共交通機関を利用した時の費用に準じた額を徴収する。
  - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、 支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## (通常の事業の実施地域)

第9 条 通常の実施地域は、尼崎市とする。

## (秘密保持・個人情報の使用)

- 条 10 条 事業者、介護支援専門員はサービス提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に準ずるものとし、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らさないこととする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
  - 2 事業者は利用者からあらかじめ文書で同意を得た場合は、利用者のための居宅サービス計画の 立案・作成に当たって円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、又は医 療機関・他の介護保険に関わる指定事業者等との連絡調整等、必要となった場合において利用者 の個人情報を使用することができるものとする。

## (高齢者虐待の防止)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
  - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## (事故発生時の対応および再発防止指針)

第 12 条 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに 区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護サービス事業所等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 当事業所は、安全委員会を設置し、事故等の事例分析及びそれに基づく再発防止策を講じた指針を作成する。

#### (職員の服務規律)

- 第 13 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
  - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の勤務条件)

第14条 職員の就業に関する事項は、別に定める尼崎医療生活協同組合の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

第15条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

#### (暴力団の排除)

- 第16条 当事業者及び管理者は暴力団員等ではないものとする。
  - 2 当事業所の運営が暴力団等の支配を受けていないものとする。

## (業務継続計画の策定等)

- 第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (衛生管理等)

- 第 18 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## (身体拘束)

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## (その他運営に関する重要事項)

- 第 20 条 当事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るために、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を 整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
  - 2 当事業所は当該サービス提供後、当該サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
  - 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要な事項は、法人及び事業所の管理者の協議に基づいて呈するものとする。

#### 附則

この規定は、2008年5月1日から施行する。

2009年1月1日 一部改定

2009年4月1日 一部改定

2014年8月12日一部改定

2017年8月1日 一部改定

2018年8月1日 一部改定

2020年3月1日 一部改定

2020年5月1日 一部改定

2021年1月1日 一部改定

2022年8月1日 一部改定

2023年4月1日 一部改定

2024年4月1日 一部改定

2024年11月1日 一部改定